

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

参 考 資 料

引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

| | 現行 | 平成26年4月1日～ | 平成27年 | | 平成28年4月1日～ |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|------|---------------------------|
| | | | ～9月 | 10月～ | |
| 消費税(A)+ 地方消費税(B) | 5% | 8% | | | 10% |
| 消費税(A) | 4% | 6.3% | | | 7.8% |
| うち交付税分 (α) | 1.18% (法定率29.5%) | 1.40% (法定率22.3%) | ⋮ | | 1.52% (法定率19.5%) |
| | | | 1.47% (法定率20.8%) | | |
| 地方消費税(B) | 1% 〔消費税額の 100分の25〕 | 1.7% 〔消費税額の 63分の17〕 | | | 2.2% 〔消費税額の 78分の22〕 |
| 地方分合計 (α)+(B) | 2.18% | 3.10% | | | 3.72% |

「社会保障4分野」に則った範囲の地方単独事業(主なもの)

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業(3.8兆円)

医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)
- ・障害者(心身障害児、精神障害者)医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院(一般会計負担)
- ・夜間休日等救急医療体制(病院群輪番制)運営費補助(1・2次救急)

介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等)

子ども・子育て

- ・保育所(公立・私立)
- ・幼稚園(公立・私立)
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成(放課後児童クラブ、放課後こども教室等)

「則った範囲」として追加する事業(0.5兆円)

医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所(保健師) (注1)

介護

- ・養護老人ホーム等(老人保護 措置費)
(公立・私立)
- ・その他の施設(注2)
- ・居宅介護・活動支援等 (注2)

子ども・子育て

- ・その他の施設(注2)
- ・地域療養・居宅介護等(注2)

(注1)「保健所(保健師)」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の person 費に限定。

(注2)地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。

役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算

「社会保障4分野」 3.8兆円

+

「則った範囲」 0.5兆円



4.3兆円

×

※1
「給付」

80%

×

※2
「制度確立」

75%

=

2.6兆円

※1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

※2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

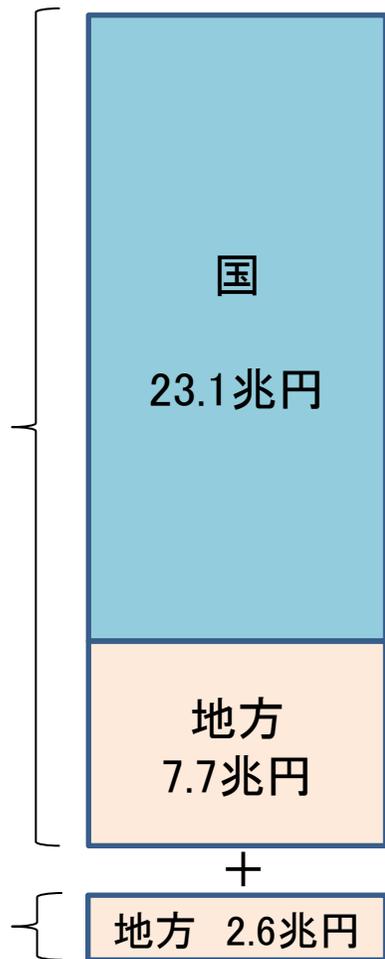
国と地方の役割分担に応じた配分

社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担

消費税(国・地方)5%引上げ時の配分
(カッコ内は、3%引上げ時の配分)

「社会保障給付費」※1

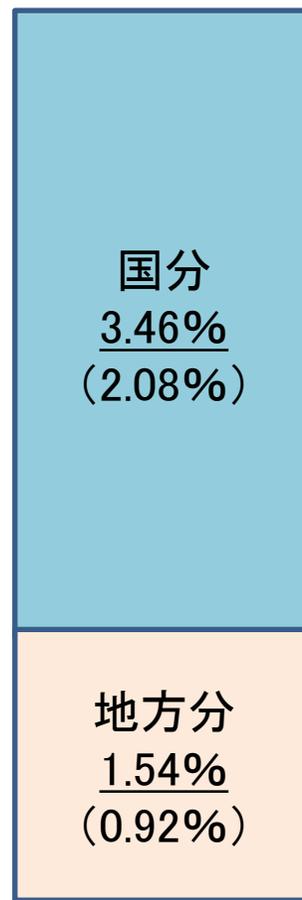
地方単独事業※2



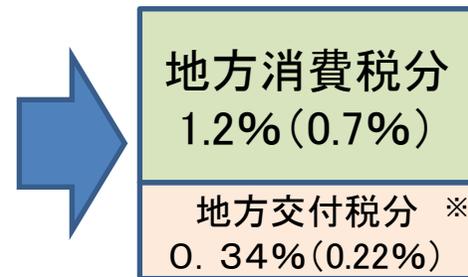
合算



国と地方の
役割分担に
応じた消費
税収の配分



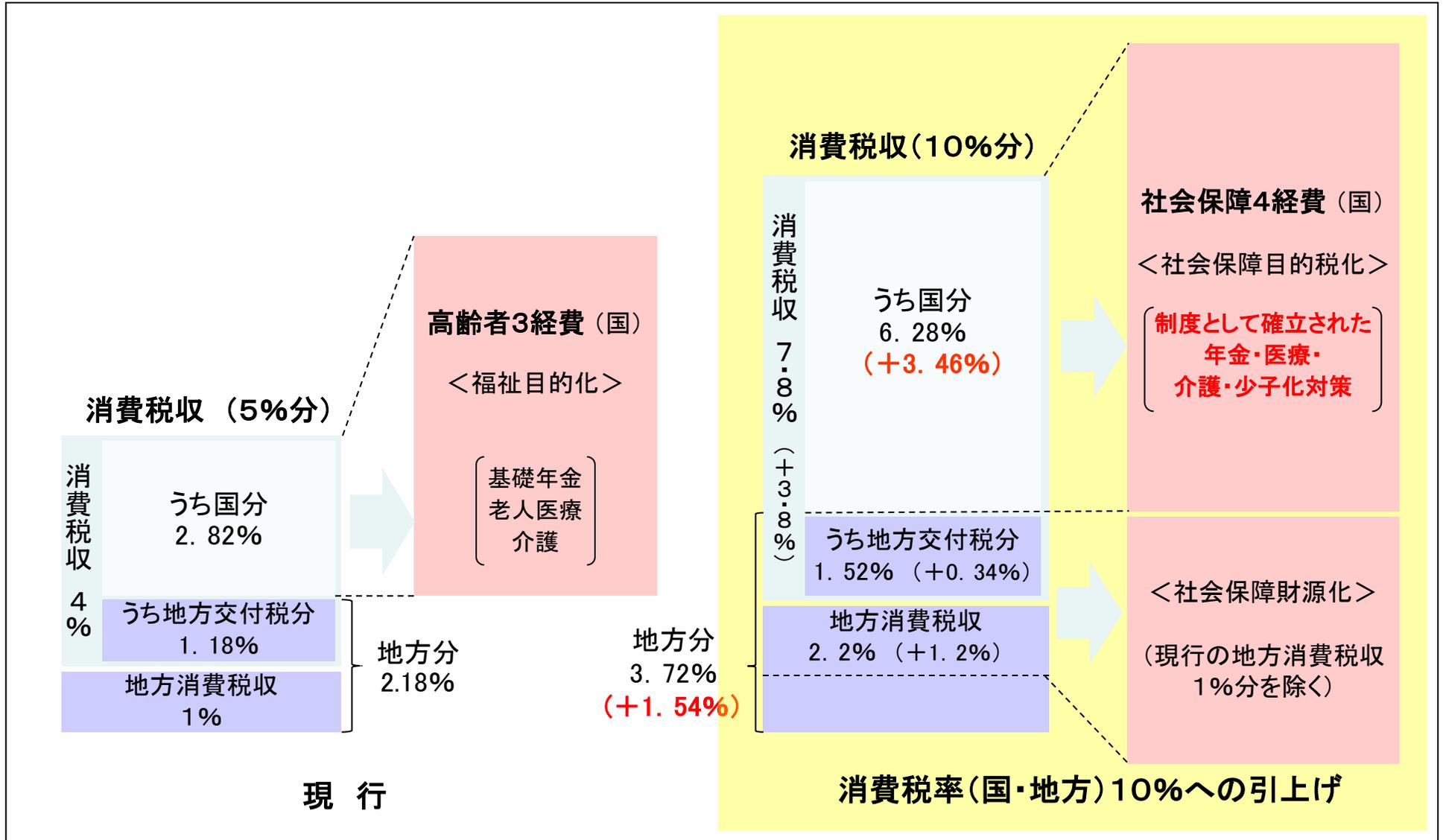
引上げに係る消費税収の地方分(1.54%)については、
○地方消費税の充実を基本
○財政力の弱い地方団体における社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分を充実



※平成27年度は0.29%

※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より
 ※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

消費税収の国・地方の配分と用途



(注1) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税率1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。

(注2) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

引上げ後の地方消費税の仕組み

国から都道府県への払込額

